

会 議 概 要 書

審 議 会 等 の 名 称	令和 5 年度 第 1 回 磐田市入札監視委員会																			
担 当 部 課 名	総務部 総務課																			
会 議 の 開 催 日 時	令和 5 年 10 月 16 日 (月) 午後 1 時 29 分～午後 2 時 42 分																			
会 議 の 開 催 場 所	磐田市役所 本庁舎 4 階 大会議室																			
出 席 者	<p>【出席委員】 委員長 堀川 知廣 (静岡産業大学 学長) 委員 阿部 卓実 (弁護士) 委員 鎌田 将行 (公認会計士) 委員 深田 研典 (自治会連合会 会長) 委員 平谷 均 (磐田商工会議所 専務理事)</p> <p>【事務局】 総務部長、総務課長、総務課長補佐、総務課主査 2 名、総務課主事 1 名</p> <p>【抽出案件説明担当課】 契約検査課 (3)、上下水道工事課 (2)、道路河川課 (2)、建築住宅課 (2)、農林水産課 (2)</p>																			
議 題	1 発注工事に係る入札方式別の概要について 2 抽出事案の審議について																			
配 付 資 料 等 の 件 名	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表 ・入札方式別発注工事一覧表 ・抽出事案説明書 																			
審 議 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日までに市が発注した 139 件の工事等に係る入札等契約手続きの運用状況報告 ・抽出案件 5 件についての審議 																			
抽 出 事 案	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>工事名</th> <th>入札等方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中泉 1 7 4 号線配水管更新工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>敷地 4 号線災害復旧工事 (4 年災査定 9 6 号)</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>竜洋なぎの木会館屋上防水改修工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>特環下水道補助 4 号管渠工事 (磐田工区)</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>磐田市海岸防災林整備 (砂丘造成盛土) 工事 (福田工区) その 6</td> <td>随意契約</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工事名	入札等方式	1	中泉 1 7 4 号線配水管更新工事	制限付き一般競争入札	2	敷地 4 号線災害復旧工事 (4 年災査定 9 6 号)	制限付き一般競争入札	3	竜洋なぎの木会館屋上防水改修工事	制限付き一般競争入札	4	特環下水道補助 4 号管渠工事 (磐田工区)	制限付き一般競争入札	5	磐田市海岸防災林整備 (砂丘造成盛土) 工事 (福田工区) その 6	随意契約
No.	工事名	入札等方式																		
1	中泉 1 7 4 号線配水管更新工事	制限付き一般競争入札																		
2	敷地 4 号線災害復旧工事 (4 年災査定 9 6 号)	制限付き一般競争入札																		
3	竜洋なぎの木会館屋上防水改修工事	制限付き一般競争入札																		
4	特環下水道補助 4 号管渠工事 (磐田工区)	制限付き一般競争入札																		
5	磐田市海岸防災林整備 (砂丘造成盛土) 工事 (福田工区) その 6	随意契約																		
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	別紙のとおり																			

始めに	
質問	回答
<p>Q1</p> <p>制限付き一般競争入札には、参加資格が設定されているが、その条件には金額（予定価格）以外にどんなものがあるか。</p>	<p>A1</p> <p>例えば、抽出事案1を例に見ていくと、参加資格の1つに「市内に主たる営業所を有する者であること。」がある。磐田市では市内業者優先の方式をとっているため、市内業者が5社見込まれれば、市内業者であることを参加資格に入れている。5社見込まれなければ、範囲を準市内、県西部、県内へと広げていく。</p> <p>また、「令和4年度磐田市入札参加資格者格付表の上水道工事に登録されている者であること。」も参加資格の1つにある。この工事は、配水管の更新工事であるため、そういった上水道工事に登録されている方を対象としている。</p> <p>さらに、「令和3・4年度磐田市入札参加資格審査申請書提出時の経営規模等評価結果における管工事（上水道等の配管工事）の年間平均完成工事高が予定価格以上の者、または、過去5か年度（平成29年度～令和3年度）に上水道工事における1工事（税抜き、完成並びに引渡し完了した工事）において、予定価格以上の工事を元請として施工した実績を有する者であること。」とあり、実績を考えるものもある。</p>
<p>Q2</p> <p>指名競争入札、随意契約になるのはそれぞれどういったときか。</p>	<p>A2</p> <p>指名競争入札は、こちらから5～6社を指名するものであり、順に指名を行ったとしても公平性が保たれにくいため、基本的には条件を満たせばどの業者も参加できる制限付き一般競争入札で行っている。よって、現在は指名競争入札を行っていない。</p> <p>随意契約は、地方自治法の中で該当する項目について、行っている。例えば、応急仮工事である。これは、地方自治法施行令第167条の2第1項5号で災害などの緊急性がある場合に発注できることになっていることによる。他にも、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の入札に適さないものとされるものがある。例えば、事前にプロポ</p>

<p>Q3 随意契約の多くは落札率が 100%になっているが、こういったことは普通なのか。</p>	<p>一ザルを行っており、審査をして業者を決めてあるものがある。また、既存の施設を管理している業者があり、その施設について熟知しているので、競争を働かせることは支障をきたすと考えられ、随意契約で発注を行ったものもこれにあたる。</p> <p>A3 例えば、防災林整備工事は、プロポーザルを行ったが、最初に金額を設定している。盛土代を無償で提供することを条件に基準価格を作っており、その金額でできる業者が参加している。最初の基準価格がかなり安いので、100%という形になっている。</p>
--	--

<p>1. 中泉 1 7 4 号線配水管更新工事</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q1 抽選はどのように行うのか。</p>	<p>A1 現在は県の電子入札システムを利用している。業者が入札に参加するのも、それに対する金額を登録するのも、システムを利用して行う。そこで同額になった場合、業者が入札参加時に設定する 3 桁の数字と、入札参加時間の秒数小数第三位までの数字を利用してシステム内で計算され、当選業者が決まる。</p>
<p>Q2 システム内で計算式を用いた抽選の偶然性は検証できるか。</p>	<p>A2 使用する数字は操作できないものになっている。また、抽選の最後に根拠が示される。</p>
<p>Q3 この工事は 5000 万以下の上水道工事で総合評価の対象外となるという理解で合っているか。</p>	<p>A3 その通り。</p>
<p>Q4 場合によっては、受注者の下請け業者がいることも考えられるが、どこが実際に行っているのか</p>	<p>A4 工事が始まると、下請け人の届け出があるので、その中で確認はしている。ただし、多くの場合は</p>

<p>の確認はしているか。下請けに丸投げといったことはないか。</p> <p>Q5 最低制限価格が高すぎるということはないか。</p>	<p>上水道工事や下水道工事、土木などは直接職人を雇用している。検査時にも確認しているので丸投げということは聞いたことはない。</p> <p>A5 最低制限価格を設定する公式は、国の基準を基にしているので、全国で使われている数字だと思う。</p>
---	---

2. 敷地4号線災害復旧工事（4年災査定96号）	
質問	回答
<p>Q1 最低制限価格制度と低入札価格調査制度はどのようなときに採用されるか。</p>	<p>A1 調査基準価格と最低制限価格は、算出方法は同じであるが、磐田市では予定価格が5000万円以上のもは調査基準価格を設定するという形をとっているため、今回の工事は低入札価格調査制度となっている。</p>
<p>Q2 6社参加して半分が辞退しているがなぜか。</p>	<p>A2 理由ははっきりとは分からないが、業者が参加の意思を示してから、入札に参加するまでに1週間程度あるので、その間に積算をした結果、なんらかの理由で辞退したのではないと思われる。</p>
<p>Q3 調査基準価格と同額というのは今まであまり例がなかったように思うが、これは災害だから特別に、というような思いが働いているからか。</p>	<p>A3 調査基準価格についても、最低制限価格についても、市販の積算システムが出回っており、各業者そういったものを利用している。それらの積算能力が向上しており、予定価格、最低制限価格をある程度積算できるようになったことが一因と思われる。今回の工事は、最低制限価格ではなく調査基準価格であるため、それを下回っても、ヒアリングをして正当な理由が認められれば落札できるため、調査基準価格で出してきたのだと思う。</p>
<p>Q4 「令和5年度の建設工事及び建設業関連業務委</p>	<p>A4 基本的に、総合評価落札方式の対象となる工事</p>

託の入札及び契約方針について」で、総合評価落札方式が変更されているが、この基準に照らすと、今回の工事は予定価格 5000 万円以上の土木工事にあたるので、総合評価落札方式の対象になる。発注工事一覧表の中で、5000 万円以上で総合評価落札方式によっていないものが複数ある。一部は、緊急性の高いものであるからと見受けられるが、その他はなぜ総合評価落札方式をとっていないのか。以前、5000 万円以上の工事の時に、総合評価とは別に、(過去 5 か年度の工事成績評定点が) 84 点以上の(工事を元請として施工した実績のある)業者を対象として入札を行っていることが理由で総合評価落札方式をとっていないものがあると聞いていたが、それが理由か。

Q5

5000 万円未満の工事で、総合評価になっているものがあるが、これは簡易型Ⅲをとっているということでよいか。

Q6

予定価格 5000 万円の基準は税抜きで見るのか。

Q7

落札価格が最低制限価格や調査基準価格は事前に公表されているのか。それらと落札価格が同額になることはあり得るのか。

は昨年度から変更していない。予定価格 5000 万円以上の土木・下水道・水道工事、予定価格 1000 万円以上の舗装工事が対象である。また、土木工事・上下水道工事で予定価格 3000 万円未満の工事の中から任意に選定した工事も総合評価落札方式の対象としている。概ね年間 30 本程度を目標としている。

ご指摘の通り、今年度改正した内容は、簡易型Ⅲを 2 本、試行的に行うというものである。簡易型Ⅱは、業者の施工能力、配置技術者の能力、地域貢献の 3 項目を評価項目としているのに対し、簡易型Ⅲは、配置技術者の能力を省いた、より簡易的な形で、B ランクの業者も比較的参加しやすいものになっている。

この基準によらないものは、例えば今回抽出された工事は、予定価格が税抜き 5000 万円を超えているが、災害復旧工事で緊急を要するものであるからである。総合評価落札方式は入札手続きに時間がかかるため、災害復旧工事は全てこの方式の対象外としている。

84 点以上の工事を元請として施工した実績のある業者を対象とした工事については、ご指摘の通り、今年度から廃止している。理由としては、総合評価落札方式の評価基準の中で、工事評定を加点しており、そこでインセンティブを与えているからである。

A5

一部は、簡易型Ⅲをとっている。

A6

その通り。税込み金額だと、5500 万円ということになる。

A7

事前公表は、予定価格のみ。最低制限価格、調査基準価格は事後公表。ただし、先述の通り業者が積算システムを使っており、その精度が高くな

<p>Q8 災害の復旧の場合、随意契約と入札のものがあると思うが、その区別の基準はあるか。</p>	<p>ってきている。</p> <p>A8 応急仮工事のように、緊急性があって仮復旧をする場合には随意契約で行っている。その後の本格復旧は入札を行っている。</p>
---	---

3. 竜洋なぎの木会館屋上防水改修工事	
質問	回答
<p>Q1 年間平均完成工事高は、磐田市の発注工事ではなく、その業者が請けた全ての工事の合計額ということでよいか。</p>	<p>A1 その通り。</p>
<p>Q2 それは会社の申告の数字で判断するのか。決算書などを提出してもらうのか。</p>	<p>A2 建設業法の許可をとっている業者は、建設業法上で、経営審査の評価を受けることとなっており、その中で完成工事高が全て記載されているので、それを基に判断している。</p>
<p>Q3 入札参加資格について、磐田市内で5社ないので、西部に広げたとのことだったが、西部で何社あるか。</p>	<p>A3 登録業者という意味では、市内1社、準市内1社、県西部33社、計35社が対象となる。</p>

4. 特環下水道補助4号管渠工事（磐田工区）	
質問	回答
<p>Q1 予定価格が6000万円を超えると特例市内業者も参加できるとのことだが、6000万円という基準はなぜか。また、それに対し市内業者の問い合わせや要望はあるか。</p> <p>地元の公共工事であるから、地元企業が共栄で</p>	<p>A1 6000万円という基準のはっきりした理由は確認できていないが、おそらく6000万円以上の工事件数が少ないからではないか。 地元業者からの要望等は聞いていない。ほとんどは市内業者が落札している。</p>

きるような仕組みづくりをお願いします。	
---------------------	--

5. 磐田市海岸防災林整備（砂丘造成盛土）工事（福田工区）その6	
質問	回答
Q1 （随意契約全体について）落札率 100%になっていないのは、業者が値引きをしてくれたということか。	A1 その通り。

全体を通して	
質問	回答
Q1 どういった場合に総合評価落札方式になるのか。	A1 総合評価落札方式を利用しているのは、磐田市では土木工事・水道工事・下水道工事で予定価格が 5000 万円以上の工事、または舗装工事で 1000 万円以上のもの。評価項目は、県の審査等もあり、時間がかかるので、緊急性のあるものは外している。また、評価の中に実績があるが、過去の工事で他の業者に当てはまらないもの、例えばポンプ設備のように、なかなか実績がある業者が少ないものは外して、一般的な下水道工事など多くの業者が経験をしているような工事は、総合評価の対象としている。 評価の方法については、大きく分けて企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の地域貢献度で全 18 項目が評価対象。公共工事は、安ければ良いというものではなく、安全性の確保、通行人や地域の方へ迷惑をかけないこと、品質確保も求められるので、価格と総合的に判断して決めている。その結果が、評価点に現れている。評価点を入札価格で割った値が評価値になるので、評価点が高いほど有利になる。よって、評価項目には工事の成績が関わってくるので、評価点を高く取るため皆さん切磋琢磨し

<p>Q2</p> <p>金額だけでなく、その業者が地域でどのように作業するかなどの見えないところも評価しているということか。</p> <p>Q3</p> <p>前回の会議で指定された期間の全ての工事の落札率の平均が87%程度だったが、今回の（審議対象）期間の平均落札率が92%で、5%ほど高くなっている。前回87%ほどになった原因として、ポンプ設備の新設工事で安くなったものの影響があったと思うが、前々回は88%、その前も87.98%で、これまで88%程度という傾向だった。今回は今までの傾向に比べ高い落札率になっている。考えられる理由は何か。</p> <p>Q4</p> <p>今回は工事全体の中の建築の割合が高いということでしょうか。</p> <p>Q5</p> <p>資材が大分高くなっているという状況が新聞などで報道されているが、調査基準価格とか、最低制限価格の見直しはどのように行っているのか。</p> <p>Q6</p> <p>（それらの価格設定は）実情に合っていると考えてよろしいか。</p>	<p>てくれている。工事成績の平均点は全体で80.99点だが、総合評価の場合は平均点が83.3点で2点ほど高い。</p> <p>A2</p> <p>工事の成績だけでなく、災害時の協定を結んでいるか、ボランティアなどで地域に貢献しているか、なども評価の対象としている。</p> <p>A3</p> <p>今回の工事のうち、学校の改修工事はかなり高くなっている。改修工事となると（建物を）使いながらの工事になり、学校等の実情に合わせて行うため、経費の削減が難しい。さらに、建築は、工種が多いので下請け業者が行うことが多く、報酬が多いため経費を削減することが難しい。下水道工事や土木工事は自社の職人がいたり、工種が少ないため下請けに出す回数が少なかったりして経費が少なくなるのに比べて、経費の削減が難しい建築改修工事が今回は多いことが原因の一つではないか。</p> <p>今回対象となっている工事130件のうち64件、49%が落札額と最低制限価格が同じになっている。建築以外についてはある程度経費の削減がされているのではないかと思います。</p> <p>A4</p> <p>その理解でいる。建築に関しては落札率が高くなってしまふのはやむを得ないと考える。</p> <p>A5</p> <p>設計する際に入力する標準単価は、県から提供してもらっている。ここ1～2年は4半期ごとに県で見直しを行っている。</p> <p>A6</p> <p>県は、価格調査を行っているので、実情に合っていると認めてよいと思う。</p>
--	---

<p>労働単価が安いとか、賃金が安い等がかなり社会問題になっているので、業者の過剰な負担にならないようにお願いしたい。</p>	
---	--